

事務連絡
令和元年10月28日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その6）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年10月25日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 28 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 10 月 28 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8	宮城県	仙台市
9		石巻市
10		塩竈市
11		気仙沼市
12		白石市
13		名取市
14		角田市
15		多賀城市
16		岩沼市
17		登米市
18		栗原市
19		<u>東松島市</u>

20		大崎市
21		富谷市
22		蔵王町
23		七ヶ宿町
24		大河原町
25		村田町
26		柴田町
27		川崎町
28		丸森町
29		亶理町
30		山元町
31		松島町
32		七ヶ浜町
33		利府町
34		<u>大和町</u>
35		大郷町
36		大衡村
37		色麻町
38		加美町
39		涌谷町
40		美里町
41		女川町
42		南三陸町
43	福島県	福島市
44		会津若松市

45		郡山市
46		いわき市
47		白河市
48		須賀川市
49		喜多方市
50		相馬市
51		二本松市
52		田村市
53		南相馬市
54		伊達市
55		本宮市
56		桑折町
57		国見町
58		川俣町
59		大玉村
60		鏡石町
61		天栄村
62		檜枝岐村
63		只見町
64		猪苗代町
65		会津美里町
66		西郷村
67		泉崎村
68		中島村
69		矢吹町

70		棚倉町
71		矢祭町
72		塙町
73		鮫川村
74		石川町
75		玉川村
76		平田村
77		浅川町
78		古殿町
79		三春町
80		小野町
81		檜葉町
82		富岡町
83		川内村
84		大熊町
85		双葉町
86		浪江町
87		葛尾村
88		新地町
89		飯舘村
90	茨城県	水戸市
91		日立市
92		土浦市
93		石岡市
94		結城市

95		常陸太田市
96		<u>高萩市</u>
97		北茨城市
98		茨城町
99		那珂市
100		常陸大宮市
101		大子町
102		神栖市
103		守谷市
104		つくば市
105		ひたちなか市
106		城里町
107		筑西市
108		笠間市
109	栃木県	宇都宮市
110		足利市
111		栃木市
112		佐野市
113		鹿沼市
114		日光市
115		大田原市
116		矢板市
117		那須塩原市
118		さくら市
119		塩谷町

120		那須町
121		那須烏山市
122		小山市
123		下野市
124		上三川町
125		茂木町
126		壬生町
127	群馬県	高崎市
128		太田市
129		館林市
130		藤岡市
131		富岡市
132		安中市
133		神流町
134		南牧村
135		嬭恋村
136		高山村
137		千代田町
138		大泉町
139		邑楽町
140		みなかみ町
141	埼玉県	さいたま市
142		川越市
143		熊谷市
144		川口市

145		秩父市
146		所沢市
147		飯能市
148		本庄市
149		東松山市
150		狭山市
151		深谷市
152		上尾市
153		戸田市
154		入間市
155		朝霞市
156		志木市
157		和光市
158		新座市
159		桶川市
160		富士見市
161		坂戸市
162		鶴ヶ島市
163		日高市
164		ふじみ野市
165		嵐山町
166		小川町
167		川島町
168		吉見町
169		ときがわ町

170		横瀬町
171		皆野町
172		小鹿野町
173		美里町
174		神川町
175		寄居町
176	千葉県	千葉市
177		館山市
178		鴨川市
179		富里市
180		山武市
181		多古町
182		睦沢町
183	東京都	墨田区
184		世田谷区
185		北区
186		板橋区
187		練馬区
188		八王子市
189		立川市
190		青梅市
191		府中市
192		昭島市
193		調布市
194		町田市

195		日野市
196		福生市
197		狛江市
198		羽村市
199		あきる野市
200		瑞穂町
201		日の出町
202		檜原村
203		奥多摩町
204		神奈川県
205	相模原市	
206	平塚市	
207	小田原市	
208	茅ヶ崎市	
209	秦野市	
210	厚木市	
211	伊勢原市	
212	海老名市	
213	座間市	
214	南足柄市	
215	寒川町	
216	大井町	
217	松田町	
218	山北町	
219	箱根町	

220		湯河原町
221		愛川町
222		清川村
223	新潟県	上越市
224	山梨県	富士吉田市
225		都留市
226		山梨市
227		大月市
228		韮崎市
229		南アルプス市
230		北杜市
231		笛吹市
232		上野原市
233		甲州市
234		市川三郷町
235		早川町
236		身延町
237		南部町
238		富士川町
239		道志村
240		鳴沢村
241		富士河口湖町
242		小菅村
243		丹波山村
244	長野県	長野市

245		松本市
246		上田市
247		岡谷市
248		諏訪市
249		須坂市
250		小諸市
251		伊那市
252		中野市
253		飯山市
254		茅野市
255		塩尻市
256		佐久市
257		千曲市
258		東御市
259		安曇野市
260		小海町
261		南相木村
262		北相木村
263		佐久穂町
264		軽井沢町
265		御代田町
266		立科町
267		青木村
268		長和町
269		下諏訪町

270		富士見町
271		原村
272		辰野町
273		麻績村
274		生坂村
275		坂城町
276		小布施町
277		高山村
278		飯綱町
279	静岡県	伊豆の国市
280		函南町